

各 位

2015 年 5 月 11 日



会 社 名： 株 式 会 社 メ ッ セ ー ジ
代表者名： 代 表 取 締 役 社 長 古 江 博
(JASDAQ コード番号：2400)
問 合 せ 先： 経 営 企 画 部 長 石 部 啓 二 郎
電 話 番 号： 0 8 6 - 2 4 2 - 1 5 5 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月24日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会の招集権者及び議長の変更

株主総会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条（招集者及び議長）について、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が株主総会を招集し、議長になることができるように変更するものであります。

(2) 取締役員数の変更

経営体制の充実強化に備えるため、現行定款第18条（取締役の員数）について、現行7名以内の上限を3名増員し、10名以内に変更するものであります。

2. 変更内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 2015年6月24日（水）
定款変更の効力発生日 2015年6月24日（水）

【変更の内容】（下線は、変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（招集者及び議長） 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第 14 条～第 17 条（条文省略） （取締役の員数） 第 18 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。 （以下略）	（招集者及び議長） 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会<u>においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第 14 条～第 17 条（現行通り） （取締役の員数） 第 18 条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 （以下略）

以上